

## 事後評価シート

**【評価年月】** 平成17年 7月（注）  
**【主管課・室】** 環境管理局総務課  
 環境管理局大気環境課  
 環境管理局自動車環境対策課  
**【評価責任者】** 総務課長 鷲坂 長美  
 大気環境課長 関 莊一郎  
 自動車環境対策課長 奥主 喜美

### 施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 2 - ( 1 - 3 ) 基礎調査・監視測定体制の整備等
施策の概要	今後の大気環境保全施策を進める上で基礎となる監視観測体制の整備、科学的知見の充実、その他基礎調査を進めることにより、大気汚染に関し人の健康を保護するとともに生活環境を保全する。
予算額	1,210,599 千円

（注）平成17年 6月29日に改正した「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」を踏まえ取りまとめた。

### 目標・指標、及び目標の達成状況

目 標	今後の大気環境保全施策を進める上で基礎となる監視観測体制の整備、科学的知見の充実、その他基礎調査を進めることにより、大気汚染に関し人の健康を保護するとともに生活環境を保全する。
達成状況	<p>平成15年度末現在、一般環境測定局1,660局、自動車排出ガス測定局441局が設置されており、地方公共団体において引き続き常時観測が行われている。</p> <p>リアルタイムの大気環境データ及び光化学オキシダント注意報を「大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめ君）」により、インターネット等で一般公開している。</p> <p>有害大気汚染物質については、地方公共団体等による大気環境モニタリングが実施されており、その結果については記者発表等により公表している。</p> <p>各測定局における平常値の地域特性等についてデータを集積・充実させるとともに、監視システムの機能向上等によりモニタリング体制の強化を図った。</p> <p>近年、健康影響が懸念されている微小粒子状物質（PM2.5）については疫学調査や動物実験等を、ディーゼル排気微粒子（DEP）については環境測定</p>

	<p>を始めとする諸調査を、極微小粒子（環境ナノ粒子）については動物実験等の生体影響調査を実施した。</p> <p>有害大気汚染物質については文献調査を継続して実施するとともに、有害大気汚染物質の中の優先取組み物質のうち、これまでにある程度科学的知見の整理された4物質について、環境目標値の1つとして、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）を設定している。（アクリロニトリル：年平均値<math>2\mu\text{g}/\text{m}^3</math>以下、塩化ビニルモノマー：年平均値<math>10\mu\text{g}/\text{m}^3</math>以下、水銀：年平均値<math>0.04\mu\text{g Hg}/\text{m}^3</math>以下、ニッケル化合物：年平均値<math>0.025\mu\text{g Ni}/\text{m}^3</math>以下）</p>
--	---

下位目標1	大気環境監視体制の整備・データの公表をする。
達成状況	<p>平成15年度末現在、一般環境測定局1,660局、自動車排出ガス測定局441局が設置されており、地方公共団体において引き続き常時観測が行われている。</p> <p>リアルタイムの大気環境データ及び光化学オキシダント注意報を「大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめ君）」により、インターネットで一般公開している。</p> <p>有害大気汚染物質については、地方公共団体等による大気環境モニタリングが実施されており、その結果については記者発表等により公表している。</p>

下位目標2	種々の大気汚染物質に関する科学的知見の充実を図る。
達成状況	<p>近年、健康影響が懸念されている微小粒子状物質（PM2.5）については疫学調査や動物実験等を、ディーゼル排気微粒子（DEP）については環境測定を始めとする諸調査を、極微小粒子（環境ナノ粒子）については動物実験等の生体影響調査を実施した。</p> <p>有害大気汚染物質については文献調査を継続して実施するとともに、有害大気汚染物質の中の優先取組み物質のうち、これまである程度科学的知見の整理された4物質について、環境目標値の1つとして、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）を設定している。</p>

## 評価、及び今後の課題

評価	<p>【必要性】（公益性、官民の役割分担等）</p> <p>大気汚染に関し人の健康を保護するとともに生活環境を保全する上で、基礎となる監視観測体制の整備、科学的知見の充実、その他基礎調査を進めることが不可欠である。</p>
----	---

地方公共団体が常時監視としてモニタリングの実施を担い、国がモニタリング結果を取りまとめて法体制の整備、モニタリング手法等の検討を行う必要があるという考え方の下で、国と地方における適切な役割分担がなされている。

健康影響が懸念されている微小粒子状物質やディーゼル排気微粒子( DEP )、極微小粒子( 環境ナノ粒子 ) についての科学的知見の集積は、発生源対策等、今後の各種行政施策の基礎となるものであり、その重要性は極めて高い。

**【有効性】( 達成された効果等 )**

大気環境監視体制を継続し、モニタリング結果をまとめることにより、施策展開の基礎を得ることができた。

有害大気汚染物質に関する測定マニュアルの作成、地方公共団体等による大気環境モニタリングにより、有害大気汚染物質のモニタリング事業については、有効に機能していると考えられる。

種々の大気汚染物質の科学的知見の集積を進めた。

**【効率性】( 効果とコストとの関係に関する分析等 )**

地方公共団体が常時監視としてモニタリングの実施を担い、国がモニタリング結果を取りまとめて法体制の整備、モニタリング手法等の検討を行っており、国と地方における適切な役割分担がなされることにより、効率的に運用している。

単価等について予算要求の際に見直しを行っており、施策上必要なコストを要求している。

**< 目標に対する総合的な評価 >**

監視測定体制の整備と科学的知見の拡充の進展により、大気汚染対策の基礎の充実が図られている。

**下位目標1**

- ・大気環境監視体制及び大気環境情報即時収集体制の整備は、国・地方公共団体における大気汚染対策の検討・実施に役立つとともに、国民が大気汚染の状況や対策の必要性を理解することにつながっていると考えられる。
- ・地方公共団体が実施する、大気汚染防止法等に基づく大気常時監視については、国は補助金を出して、監視体制構築を支援してきた。その結果、国と地方公共団体との連携が図られ、大気環境モニタリングのネットワークが構築され、適切な大気環境監視体制の水準が確保されてきた。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害大気汚染物質に関する測定マニュアルの作成、地方公共団体等による大気環境モニタリングとデータの公表により、有効に機能していると考えられる。</li> <li>・有害大気汚染物質モニタリングに関するデータの蓄積が少ないこと、多数の有害大気汚染物質の測定方法が未確立であること等の不十分な点があり、今後の課題と考えられるため、測定方法の開発、モニタリングの推進に積極的に取り組む必要がある。</li> </ul>
今後の課題	<p>未確立の有害大気汚染物質の測定方法の開発、モニタリングの推進に取り組むことが必要である。</p> <p>DEP・PM2.5、環境ナノ粒子及び有害大気汚染物質について一層の知見の充実に努めることが必要である。</p> <p>大気汚染防止法等に基づき地方公共団体が実施する大気汚染状況の常時監視については、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、有害大気汚染物質等、多くの大気汚染物質について効率的かつ効果的な環境モニタリングが必要となっていること、また三位一体の補助金改革の一環として、大気環境監視に係る国庫補助が廃止され、その原資が地方公共団体に税源移譲されることから、地方公共団体の裁量を活かしながら、環境モニタリングが確実に執行されるよう担保する必要がある。</p> <p>このため、6月29日に測定局の数及び配置等に関する定量的基準を定めて都道府県等に通知したところであり、この基準による環境モニタリング体制づくりを行うことが必要である。</p>

### 政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	<p>有害大気汚染物質モニタリングに関するデータの蓄積が少ないこと、多数の有害大気汚染物質の測定方法が未確立であること等の不十分な点については、測定方法の開発とともに、モニタリングの推進に積極的に取り組むため、事業を拡充する必要がある。</p> <p>大気汚染防止法等に基づき地方公共団体が実施する大気汚染状況の常時監視については、近年の大気汚染の態様の変化を受けて、効率的かつ効果的な環境モニタリングが必要となっている。また三位一体の補助金改革の一環として、大気環境監視に係る国庫補助が廃止され、その原資は地方公共団体へ税源移譲されることとなった。このため、大気環境モニタリングの在り方について検討会を設置し、適正な配置に</p>

ついて検討を行い、大気汚染の状況の常時監視に関する事務処理基準を改正し、測定局の数及び配置に関する基準を定めた。この基準により、各都道府県ごとに適正な環境モニタリング水準を決定することとしている。水準については各都道府県から環境省宛報告をいただく予定である。

#### 特記事項

--

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 2 - ( 1 - 3 ) 基礎調査・監視測定体制の整備等	
施策共通の主な政策手段等		
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な政策手段等
ア、大気環境監視体制の整備・データの公表 (下位目標1)	・「大気汚染物質広域監視システム(そらまめ君:インターネットによる情報発信システム)」の機能の拡充。	・大気汚染物質等監視費補助 (234百万円)  ・自治体常時監視データの即時収集及び公表 (64百万円)
イ、有害大気汚染物質のモニタリング (下位目標1・2)	・有害大気汚染物質に関する測定マニュアルの作成、地方公共団体等による大気環境モニタリングの実施。	・有害大気汚染物質モニタリング推進事業 (100百万円)  ・有害大気汚染物質監視費補助 (134百万円)
ウ、環境中の放射性物質等に関する測定データの蓄積等 (下位目標1)	・遠隔地を中心とした全国12ヶ所の酸性雨測定所における環境放射線等モニタリングを実施し、測定データの監視及び蓄積を行うことにより、放射線等による環境汚染の程度の把握。	・放射能調査研究費 (108百万円)
エ、DEP、PM2.5に関する科学的知見の充実 (下位目標2)	・DEP濃度測定調査及びリスク評価の検討。 ・PM2.5長期影響及び短期影響調査、濃度測定調査。 ・環境ナノ粒子の生体影響調査。	・ディーゼル排気微粒子リスク評価検討調査研究費 (132百万円)  ・微小粒子状物質等曝露影響調査 (133百万円)  ・環境ナノ粒子の生体影響に関する調査研究費 (101百万円)

<p>オ、環境基準の設定調査 (下位目標2)</p>	<p>・環境基準設定物質及び有害大気汚染物質のうちの優先取組物質について、文献を中心とした知見の収集。</p>	
<p>カ、船舶・航空機対策調査 (下位目標2)</p>	<p>・船舶から排出される大気汚染物質の排出実態、削減対策及びその効果等についての調査研究。 ・航空機排ガス等からの臭気に関する実態調査及び空港環境保全対策調査。</p>	<p>・船舶排出大気汚染物質規制検討調査 (7百万円) ・航空機排ガス影響調査 (3百万円)</p>
<p>キ、その他の対策</p>	<p>・大気汚染物質と花粉症との関連性を探るための花粉観測データの収集及び花粉予測体制の構築。</p>	<p>・花粉観測・予測体制整備費 (109百万円)</p>